

「いじめ防止等に係る校内委員会」設置要綱

東広島市立川上小学校

1 目的

校内に「いじめ防止等に係る校内委員会」を設置することで、いじめ防止等について組織的・積極的に対応する姿勢を明確にする。

2 取組内容

- ①いじめの未然防止の体制整備及び取組
- ②いじめの状況把握及び分析
- ③いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- ④いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
- ⑤いじめを行った児童に対する指導
- ⑥いじめを行った児童の保護者に対する助言
- ⑦専門的な知識を有する者等との連携
- ⑧その他、いじめの防止に係ること

【具体的な取組】※年間活動計画は別途に定める

【通常】未然防止・実態把握の取組	【緊急】いじめ生起時の取組
<ul style="list-style-type: none">○いじめ防止委員会の定期的開催○年間活動計画・活動事例の作成○いじめ防止プログラム・人間関係づくりプログラムの作成と実施○いじめ問題の取組を保護者・地域へ発信（啓発・協力要請）○外部相談機関との連携○実態把握アンケートの実施・分析○定期的な職員間の情報交換○職員研修の企画・運営（事例研究等） （事例研究に加え道徳教育・豊かな体験活動等に係る研修も）	<ul style="list-style-type: none">◎緊急いじめ防止委員会の開催 （警察等関係機関・教育委員会との連携）◎事例に係る指導方針の決定と具体的な取組の提示・周知 （委員会が取組全体の要となって組織的に対応する）◎専門的知識を有する者との連携 （メンタルヘルス・ケア等への配慮）◎家庭との連携◎サポートチームの対応策検討◎緊急のいじめ防止プログラム・人間関係づくりプログラムの実施, 生命尊重の教育の実施

3 委員構成

校長が指名する職員とする。

校長・教頭・主幹教諭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭
特別支援教育コーディネーター・心のサポーター

4 この要綱に定めるもののほか、当該委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。